

社会福祉法人嵐山寮 安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条

- 1 この規程は、社会福祉法人嵐山寮（以下「法人」という。）就業規則第8章安全及び衛生の規定に基づき法人における安全衛生の管理に必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 法人における職員の安全衛生管理については、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及びその他関係法令の定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(安全及び衛生の確保に関する措置)

第2条 法人は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。

(協力義務)

第3条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、安衛法及びその他の関係法令のほか、法人が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(安全衛生管理責任者)

第4条

- 1 安全衛生管理責任者は、施設長とする。
- 2 安全衛生管理責任者は、安全衛生管理担当者を指揮し、次の各号に掲げる業務を統括管理する。
 - (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務。

(衛生管理者)

第5条

- 1 法人には、法令で定める数の衛生管理者を置く。
- 2 衛生管理者は、法令で定める資格を有する者のうちから施設長が選任又は解任する。
- 3 衛生管理者は、次の業務を管理する。

安全に関する業務

- (1) 建設物、設備（車両を含む。）作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置。
- (2) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備。
- (3) 作業の安全についての教育及び訓練。
- (4) 発生した災害原因の調査及び対策の検討。
- (5) 消防及び避難の訓練。
- (6) 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録。

(7) 前各号に掲げるもののほか安全に関すること。

衛生に関する業務

- (1) 健康に異常のある者の発見及び措置。
 - (2) 作業環境の衛生上の調査。
 - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善。
 - (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備。
 - (5) 労働衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な事項。
 - (6) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成。
 - (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか衛生に関すること。
- 4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害な恐れがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(安全衛生管理担当者)

第6条

- 1 安全衛生管理担当者を別表第1に定める組織等に置く。
- 2 安全衛生管理担当者は、衛生管理者の業務を補助する。

(産業医)

第7条

- 1 法人には、法令で定める数の産業医を置く。
- 2 産業医は、法令で定める要件を備えた者のうちから施設長が選任又は解任する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする業務を行う。
 - (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 職員の健康管理に関すること。
 - (5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (6) 労働衛生教育に関すること。
 - (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、施設長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 5 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害な恐れがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(安全衛生委員会)

第8条

- 1 法人には、安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、事業場における安全衛生管理に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して施設長に対し意見を述べることができる。
- 3 委員会の組織及び運営については、別に定める社会福祉法人嵐山寮安全衛生委員会規程による。

(衛生管理者等に対する教育等)

第9条 施設長は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、衛生管理者、その他労働災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めるものとする。

第3章 安全衛生対策

第1節 危険又は健康障害の防止

(危険防止措置)

第10条 施設長は、次の各号に掲げる危険を防止するために必要な措置を講じるものとする。

- (1) 機械、器具その他の設備による危険。
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険。
- (3) 電気、熱その他エネルギーによる危険。

(健康障害防止措置)

第11条 施設長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため必要な措置を講じるものとする。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害。
- (2) 放射線、高温、低音、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害。
- (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害。
- (4) 排気、廃液又は残さい物による健康障害。

(環境保全措置)

第12条 施設長は、建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じるものとする。

(非常災害時の措置)

第13条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに直ちに施設長に連絡して、その指示に従い被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

第2節 機械等に関する規制

(定期自主検査)

第14条 施設長は、機械器具等で、法令で定めるものについては、法令による定期検査を実施し、その結果を記録しておくものとする。

(自主検査)

第15条

- 1 機械器具等を使用する職員は、その作業前後に機械器具等の点検を行わなければならない。
- 2 前項の点検の結果、異常を認めるときは、直ちに、是正しなければならない。ただし、是正の困難な場合は、使用禁止又は立入禁止等の応急措置を講じ、速やかに施設長に報告しなければならない。

第3節 就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

第16条

- 1 施設長は、職員が採用された場合、又は、職員の従事する業務の内容が変更された場合等において、当該職員に対し、安全又は衛生に関する必要な教育を行うものとする。
- 2 施設長は、危険又は有害な業務で、法令の定めるものに職員を就かせるときは、法令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行うものとする。

(病者の就業禁止)

- 第17条 施設長は、職員が伝染性の疾病、精神障害又は心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が増悪する恐れがあると認めるときは、産業医その他専門の医師の意見を聴いて就業の禁止等必要な措置を講じるものとする。

(有害業務等の就業制限)

第18条

- 1 施設長は、法令で定める就業制限業務には、その定める免許、資格等を有する職員でなければ就業させてはならない。
- 2 施設長は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性職員を法令で定める危険有害業務に就業させてはならない。

第4節 健康の保持増進のための措置

(作業環境測定)

第19条

- 1 施設長は、法令で定める有害業務を行う屋内作業場その他の作業場について、法令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録するものとする。
- 2 施設長は、前項の結果の評価を行い記録するとともに、職員の健康を保持するため必要があると認められるときは、適切な措置を講じるものとする。

(健康診断)

第20条

- 1 施設長は、次の各号に掲げる職員の健康診断を行うものとする。
 - (1) 一般健康診断。
 - ア 採用時の健康診断。

ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
 - イ 定期健康診断。
 - ウ 法令で定める特定業務従事者の健康診断。
 - エ 海外派遣職員の健康診断。
 - (2) 特殊健康診断。
 - ア 有害業務に従事する職員の健康診断。
 - イ 一定の有害業務に従事した後、配置転換した職員の健康診断。
 - ウ 特定の業務に従事する職員の歯科医師による健康診断。
- 2 健康診断の事務に従事したものは、その業務上知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

(健康診断実施後の措置)

第21条

- 1 施設長は、前条第1項第1号により行う一般健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知するものとする。
- 2 施設長は、前条第1項による健康診断の結果、職員の健康を保持するため必要があると認めるときは、産業医その他専門の医師の意見を聴き、その職員の実情を考慮して、別表第2の区分に従い、勤務場所の変更、職務の変更、時間外勤務の制限等の必要な措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じるものとする。

(医師による面接指導)

第22条

- 1 施設長は、次の各号に掲げる職員の申出により、医師による面接指導を実施するものとする。ただし、1月以内に面接指導を受けた者で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く。
 - (1) 職員の週40時間を超える時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者。
 - (2) 職員の週40時間を超える時間外・休日労働時間が3月の平均で1月当たり45時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者。
 - (3) 前2号に掲げる者の他、疲労の蓄積が認められる者で、医師が必要と判断した者。
- 2 職員は、前項の要件に該当する場合は、遅滞なく申出を行い、面接指導を受けなければならない。ただし、法人の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。
- 3 施設長は、第1項又は第2項の規定による産業医その他専門の医師の意見を勘案し、職員の健康を保持するために必要があると認めるときは、その職員の実情を考慮して、別表第2の区分に従い、勤務場所の変更、職務の変更、時間外勤務の制限等の必要な措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

別表第1（第6条関係）

事業場	安全衛生管理責任者	衛生管理者	安全衛生管理担当者
社会福祉法人嵐山寮	真辺一範	丹上海三	尾崎みどり・三木務 樋口政之

別表第2（第21条関係）

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活規制の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇(日単位のものに限る。)又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇(日単位ものを除く。)等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務(午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。)、時間外勤務(正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。)及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医療の面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	